令和元年　　月　　日改正

確　認　事　項

１　リーグ戦の実施

① 参加チームの総当りを原則とするが、参加チーム数が１４チームを超えることとなった場合は、複数のブロックにわけ予選リーグを行い。上位チームによる１部リーグと下位チームによる２部リーグを行い、それぞれ第１位から第３位までを決定する。

次年度の実施に当たっては、前年のリーグ終了後市委員会において方針を決定することとする。

② リーグの順位は次により決定する。トーナメント方式を用いた場合は、３~~５~~分ハーフの延長戦~~Ｖゴール~~を実施し、なお決しない場合にＰＫ方式を実施する。

ア　勝点（勝ち　3点、負け　0点、引き分け　1点）

イ　得失点差

ウ　総得点

エ　相互の対戦成績

オ　抽選

２　競技規則の特例

（公財）日本サッカー協会の最新のフットサル競技規則によるうち、本リーグの開催にあたり、以下の項目を特例として定める。

① 試合時間は、プレイングタイムで計測し、１５分－５分－１５分とする。延長は行わない。

３　試合方法

① 試合球はリーグで準備する。

② マッチコーディネーションミーティングは行わない。そのため、試合で着用するユニフォームは対戦チーム同士で事前に調整すること。

③ 試合開始１０分前に、主審にユニフォームの確認を受けること。（リストバンド、ネックレス、イヤリング等競技に不要なものは着用させないこととする。）

④ 選手は、同一のユニフォーム正副２種類を用意し、着用のこと。

⑤ 各チームは、ユニフォームと異なる色で統一されたビブスを準備し、交代要員は試合中にそれを常に着用していなければならない。

⑥ シャツまたはショーツで袖又は裾が左右で異なる場合のインナーはどちらかに統一すること。またインナーショーツについてロングショーツは認めない。

⑦ 競技者が３人未満となって取りやめとなった試合のスコアは（０対５）と取りやめた時点のスコアの得失点差を比較し、いずれか大きいほうとする。

⑧ 警告は１試合２回で退場とする。一発退場及び警告が通算３回となった場合は、次の１試合を出場停止とする。退場となった選手及び出場停止となった選手についてのその後の処置は規律委員会において決定する。

※　ユニフォームを着用していなくても、登録されているメンバーは、全て警告・退場の対象となるものとする。さらにペナルティを課すものとする。

⑨ 試合日程の変更は、青い森アリーナ等会場の事情によるもの及びリーグ運営委員会で認めたもののほかは原則認めない。

４　審　　判

①　主審及び第２審判は、フットサル審判員の資格者により行う。

②　各チームの帯同審判により行うので、各チームは、大会登録票に記載することをもって審判員を2名以上登録し、審判割り当てを遵守すること。

③　やむを得ず帯同審判を用意できない場合は以下のとおりとする。

ア）　他のリーグ参加チームの帯同審判に依頼して行う。

このとき審判手当てとして当該審判に、リーグを経由して１千円を支払うこと

イ）　リーグ参加チームの帯同審判以外の審判に依頼して行う。このとき、当該審判員はリーグ運営委員長に資格証を提示し、確認を受けること、

このとき審判手当てとして当該審判に、リーグを経由して３千円を支払うこと

④　審判は、試合開始１０分前に打ち合わせをすること。

⑤　レフリーコート（上　下　）、ワッペン、シューズ着用のこと。

⑥　試合終了後、試合記録の確認（退場、警告、スコア、報告事項）をし、記録用紙にサインすること。

⑦　市審判委員会から派遣される審判インストラクターが会場にいる場合は真摯にその指導を受け、誠実にレフェリングすること。

⑧　昇級を目的とした実技研修等、研修・自己研鑽目的で帯同審判員以外が審判（主審、第２審とも）を行う場合がある。この場合、運営委員長から当該試合の担当チームに事前に連絡するものとする。

５　タイムキーパー、記録員、ボールパーソン

①　タイムキーパー、記録員、ボールパーソンは、割り当てに従い各チーム数名をもって協力してこれに当たる。

②　試合に当たっては割り当てられたチーム同士で相談し、１名のタイムキーパー、１名以上の記録者、２名ずつのボールパーソンを配置すること。

③　タイムキーパー及び記録員は、競技規則で定める第３審判の任務を兼ねることとする。また、シーズン終了後に行う表彰のための最優秀選手の選考、決定を審判の助言を得て行う。

６　会場責任チーム

①　準備

次回会場責任チームが前回試合日片付け後に引き受ける。

〇オフィシャル備品（用具）の主なもの

試合球（ボールバッグに１０個入り）、タイマー２台（衣装ケース入り）、メジャー等設営用具１式（衣装ケース入り）、テープ貼り用具１式（青ボールバック入り）、ラインテープのごみ

②　当日の業務

ア　コートの準備については、各ピッチの第２試合の対戦チーム（各チーム５人以上）が協力して行うこと。

イ　後始末については、最終試合の各チームが協力して行うこと。特にモップがけは忘れずに実施すること。ラインテープの撤去については運営委員長の指示に従うこと。

ウ　オフィシャル備品の次回会場責任チームへの引継ぎ（リーグ運営委員）

エ　当日の試合結果を運営委員長へ提出

オ　会場撤収の際の最終確認（ピッチ及び観客席、ロビーのゴミ、忘れ物など）

※　会場使用料は、市フットサル委員会において支払う。

７　ペナルティ規定

①　棄権

ア　当該試合日前の金曜日までに連絡が有った場合、チームの得点を０－５とする。

イ　上記以外の場合、当該試合を没収処分（不戦敗）とし、以後２試合以上の出場停止処分とし、リーグ成績を最下位とする。

②　出場資格が無い選手が出場または出場未遂

・チーム代表者は、発覚後１ヶ月間の出場停止とする。

・出場した選手が、リーグ登録選手の場合は、発覚後１ヶ月間の出場停止とする。

・チームは当該試合の得点を０－３、またはすでに試合が終了し、その結果の得失点差が大きい場合には、その結果とする。

③　会場の設営、撤去

・チームは当該試合の得点を０－３、またはすでに試合が終了し、その結果の得失点差が大きい場合には、その結果とする。

④　以上各項目の隠匿を行った場合ほかリーグの健全な運営に支障を生じる恐れのある行為

・リーグ運営委員会において関係チームの処分案を作成し、規律委員会の裁定を仰ぐ。

８　確認事項の変更・改廃についてはリーグ運営委員会において案を作成し、市委員会の承認を必要とする。

この規約は、平成２１年１０月１７日に変更する。

この事項は、平成２８年１０月１日に変更する。

この事項は、平成３０年１０月２日に変更する。

この事項は、令和元年１０月１３日に変更する。